

議案第20号関係資料

都市計画の取扱いについて

平成 15 年 9 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(20) 都市計画の取扱い

都市整備専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	都市計画策定事務		×	×	B	
2	都市計画事業の決定・変更事務				B	
3	都市計画区域区分(線引き)の決定		×	×	A	
4	都市計画審議会				B	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じた場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(20) 都市計画の取扱い

都市整備専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 都市計画策定事務	第5次秋田市総合都市計画(都市計画マスタープラン)を市民参加を取り入れながら平成13年3月に策定している(計画期間平成13年度～平成22年度)	都市計画マスタープラン未策定	都市計画マスタープラン未策定	2町では、都市計画マスタープランを策定していない。	合併後の新市において、新市域を対象とする都市計画マスタープランを策定する。
2 都市計画事業の決定・変更事務	「都市計画運用指針」により事務を行っている。	「都市計画運用指針」により事務を行っている。	「都市計画運用指針」により事務を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一する。
3 都市計画区域区分(線引き)の決定	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域区分を設けている。	都市計画区域区分を設けていない。	都市計画区域区分を設けていない。	2町において、区域区分の設定がない。	合併時は、現行のとおりとし、合併後の新市において検討する。
4 都市計画審議会	市に係る都市計画に関する事項を調査審議するため20名からなる委員会を設置している。	町に係る都市計画に関する事項を調査審議するため10名からなる委員会を設置している。	町に係る都市計画に関する事項を調査審議するため8名からなる委員会を設置している。	1市2町にそれぞれの審議会が存在する。	合併時に秋田市の制度に統一する。